

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成 年度）

平成 年 月 日

相模原市長 殿

記載欄の考え方

報告者  
住 所  
氏 名  
(法人にあつては名称及び代表者の氏名)  
電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成 年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称								業 種		
事業場の所在地		電話番号								
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所	
1	○排出事業者の情報を記入する欄です。		○収集運搬業者の情報を記入する欄です。		○処分業者の情報を記入する欄です。					
2										
3										
4										

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までに提出すること。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所地が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出すること。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬先又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成〇〇年度）

平成〇〇年 〇月〇〇日

相模原市長 殿

記載例  
(建設業以外)

報告者

住 所 神奈川県相模原市××1-1

氏 名 株式会社 あじさい電気工業 代表取締役 相模 太郎

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

電話番号 〇〇〇 (〇〇〇) 〇〇〇

日本標準産業分類における事業区分（中分類）を記入してください。詳しくは、「Q&A」をご覧ください。

廃棄物を排出する事業場の名称を記入してください。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称	株式会社 あじさい電気工業 相模原事業場			事業場の住所を記入します。必ず相模原市内となります。	業 種	電気機械器具製造業			
事業場の所在地	相模原市〇〇3-3-3			電話番号	〇〇× (〇〇×) 〇〇××				
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の交付枚数	運搬受託者の許可番号	運搬受託者の氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の許可番号	処分受託者の氏名又は名称	処分場所の住所
1	廃油	12	30	098〇×〇〇〇〇〇	〇〇産業(株)	神奈川県〇〇市〇〇-1	014××〇〇〇〇×	〇〇産業(株)	
2	廃酸	80	15	098〇×〇〇〇〇〇	(株)△△運送	横浜市〇〇区〇〇1	056××〇〇〇〇×	(株)▼▼プラント	
3	廃プラスチック	120	70			同上	同上	同上	
4	金属くず	600	250	098××〇〇〇〇〇△	◇◇工業(有)			△△マテリアル(有償売却)	

廃棄物の種類ごと、委託先ごとに記入してください。

神奈川県又は相模原市の収集運搬業許可が必要なので、最初の3桁は「014」若しくは「098」となります。

「運搬受託者」が廃棄物を運んだ「運搬先の住所」を記入します。通常は処分業者です。なお本社等の住所でなく、処分業者の事業場の住所を記入してください。

中間処理後、売却する場合の記載方法です。

基本的に空欄です。

備考

- この報告書は、前年4月1日から3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日まで提出する。
- 同一の都道府県（政令市）の区域内に、設置が短期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出する。
- 産業廃棄物の種類及び委託先ごとに記入すること。
- 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
- 運搬先又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について「石綿含有産業廃棄物に係るもの」を明らかにすること。
- 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
- 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

別紙様式の通し番号と総ページ数を記入してください。

産業廃棄物

再委託を行った場合は実際に運搬した再受託者を記入してください。但し、受託者から再受託者に廃棄物の引き渡しが行われた場合は両者を記入してください。

事業場の名称		株式会社 神奈川ホーム 小田原支店							
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
5	廃プラスチック	20	8	0980×00000000	〇〇運送(株)	神奈川県〇〇市〇〇1-3			
	<b>再委託の場合</b>			0980×00000000	〇〇運送(株) (再委託)	神奈川県△△市1-7	〇〇〇××〇8765	〇〇プラント(株)	
6	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	35	10	0980×××00000	〇〇運送(株) (区間委託1)	××県〇〇市△△1-4			
	<b>区間委託の場合</b>			××〇×××1234	〇〇環境(株) (区間委託2)	〇〇県××郡〇〇1-5	〇〇〇××〇5678	〇〇興業(株)	
7									
8									
9									
10									
11									
12									

積み替え保管場所を記入してください。

区間委託を行った場合は順路に沿って記入してください。

- 備考
- この別紙は報告書の対象となる産業廃棄物の種類等が報告書（様式第三号）に足りない場合に使用すること。この様式で足りない場合、用紙を追加して報告すること。
  - 事業場の名称には、報告書（様式第三号）と同じ名称を記入すること。
  - ページ数欄には、該当ページ数／総ページ数を記載すること。

記載例  
(建設業)

産業廃棄物管理票交付等状況報告書（平成〇〇年度）

平成〇〇年 〇月〇〇日

相模原市長 殿

報告者

住 所 神奈川県横浜市××2-2

氏 名 株式会社 神奈川建設 代表取締役 神奈川 太郎

（法人にあつては名称及び代表者の氏名を記載してください。）

電話番号 〇〇〇（〇〇〇）〇〇〇〇

○建設業の場合は、「総合工事業」「職別工事業」「設備工事業」のどれかになります。  
○解体工事業は「職別工事業」と記載してください。

廃棄物を排出する事業場の名称を記入してください。但し、短期間の事業場（工事現場など）については、代表工事現場又は本報告を管轄する支店等（本報告のとりまとめ部署）を記入してください。

工事現場の住所を記入します。支店が相模原市外であっても、工事現場の住所ですから、必ず相模原市内となります。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の3第7項の規定に基づき、平成〇〇年度の産業廃棄物管理票に関する報告書を提出します。

事業場の名称		株式会社 神奈川建設 横浜支店				業 種	総合工事業		
事業場の所在地		相模原市中央2丁目〇〇ビル改築工事現場ほか2件				電話番号	〇〇×（〇〇×）〇〇××		
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者の 許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先の住所	処分受託者の 許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所の住所
1	木くず	15	30	098〇××〇〇〇〇〇	〇〇産業(株)	神奈川県〇〇市〇〇-1	014××〇〇〇〇×	〇〇産業(株)	
2	がれき類	40	50	098〇××〇〇〇〇〇	(株)△△運送	横浜市〇〇区〇〇	056××〇〇〇〇×	(株)▼▼プラント	
3	がれき類 (石綿含有産業廃棄物)	50	60			同上	同上	同上	
4	金属くず	12.5	14	098××〇〇〇〇〇△	◇◇工業(有)			△△マテリアル (有償売却)	

廃棄物の種類ごと、委託先ごとに記入してください。

神奈川県又は相模原市の収集運搬業許可が必要なので、最初の3桁は「014」若しくは「098」となります。

「運搬受託者」が廃棄物を運んだ「運搬先の住所」を記入します。通常は処分業者です。なお本社等の住所でなく、処分業者の事業場の住所を記入してください。

- 備考
- この報告書は、前年4月1日～前年3月31日までに交付した産業廃棄物管理票について6月30日までの期間であり、又は住所が一定しない事業場が2以上ある場合には、これらの事業場を1事業場としてまとめた上で提出してください。
  - 業種には日本標準産業分類の中分類を記入すること。
  - 運搬先又は処分を委託した産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、「産業廃棄物の種類」の欄にその旨を記載するとともに、各事項について石綿含有産業廃棄物に係るものを明らかにすること。
  - 処分場所の住所は、運搬先の住所と同じである場合には記入する必要はないこと。
  - 区間を区切って運搬を委託した場合又は受託者が再委託を行った場合には、区間ごとの運搬受託者又は再受託者についてすべて記入すること。

基本的に空欄です。

中間処理後、売却する場合の記載方法です。

産業廃

再委託を行った場合は実際に運搬した再受託者を記入してください。但し、受託者から再受託者に廃棄物の引き渡しが行われた場合は両者を記入してください。

事業場の名称 株式会社 神奈川ホーム 小田原支店									
番号	産業廃棄物の種類	排出量(t)	管理票の 交付枚数	運搬受託者 の許可番号	運搬受託者の 氏名又は名称	運搬先 の住所	処分受託者 の許可番号	処分受託者の 氏名又は名称	処分場所 の住所
5	廃プラスチック	0.5	6	0980×00000000	〇〇運送(株)	神奈川県〇〇市〇〇1-3			
	<b>再委託の場合</b>			0980×00000000	〇〇運送(株) (再委託)	神奈川県△△市1-7	〇〇〇××〇8765	〇〇プラント(株)	
6	建設混合廃棄物	1.2	10	0980×××00000	〇〇運送(株) (区間委託1)	××県〇〇市△△1-4			
	<b>区間委託の場合</b>			××〇××1234	〇〇環境(株) (区間委託2)	〇〇県××郡〇〇1-5	〇〇〇××〇5678	〇〇興業(株)	
7									
8									
9									
10									
11									
12									

積み替え保管場所を記入してください。

区間委託を行った場合は順路に沿って記入してください。

- 備考
- この別紙は報告書の対象となる産業廃棄物の種類等が報告書（様式第三号）に足りない場合に使用すること。この様式で足りない場合、用紙を追加して報告すること。
  - 事業場の名称には、報告書（様式第三号）と同じ名称を記入すること。
  - ページ数欄には、該当ページ数/総ページ数を記載すること。

## ■ 記載上の注意事項

### ■ 報告対象期間

前年度(提出年前年の4月1日から提出年の3月31日)に交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)が対象となります。

### ■ 報告者

産業廃棄物の処理を委託して産業廃棄物管理票(マニフェスト)を交付した事業者の住所、氏名、電話番号を記入します。法人にあつては代表者からの報告となりますが、必ずしも代表取締役でなくても支店長、工場長など、産業廃棄物処理委託契約の権限のある者であれば結構です。押印は不要です。

ただし、ビル管理者が産業廃棄物管理票の交付を行っている場合は、産業廃棄物処理委託契約の名義にかかわらず、ビル管理者が報告者となります

### ■ 事業場の名称

産業廃棄物を排出した事業場の名称・所在地・電話番号を記入します。

事業場ごとの提出となりますので、相模原市内に支店等の事業場が複数ある場合は、支店ごとの報告となります。

建築現場のように短期間の事業場が複数ある場合は、工事現場の地域を所管する県又は市ごとに代表的な工事現場または管轄する支店等の事業所を記入してください。

なお、工事現場が排出事業場となる場合、工期の長短にかかわらず、複数の現場をとりまとめて報告してください。

### ■ 業 種

日本標準産業分類における中分類を記入してください。⇒「産業廃棄物管理票(マニフェスト)交付等状況報告書に関するQ&A」(以下、「Q&A」といいます。)  
「A4-3」に一覧を掲載しています。

### ■ 産業廃棄物の種類

法第2条第4項、法施行令第2条及び第2条の4に定める産業廃棄物及び特別管理産業廃棄物の区分に準拠して記入しますが、Q&Aの「A4-5」を参考に記入してください。

同じ産業廃棄物でも異なる処理業者が受託している場合は別行に記入することになりますのでご注意ください。石綿含有産業廃棄物が含まれる場合も、その旨を明記の上、別行に記入してください

### ■ 排出量

単位には「トン」を用いて記入します。実際に委託した産業廃棄物の具体的なトン数を記入することを基本としますが、困難な場合はトンに換算して記入してください。⇒、Q&Aの「A4-9」に換算表を掲載しています。

### ■ 管理票の交付枚数

当該廃棄物の種類及び受託者毎に、交付した産業廃棄物管理票(マニフェスト)の枚数を記入してください。

### ■ 運搬受託者

廃棄物の運搬を委託した収集運搬業者の許可番号、氏名又は名称、運搬先の住所を記入してください。

このとき、区間を区切って運搬を委託した場合は、区間毎の運搬受託者を全て記入してください。

## 処分受託者

廃棄物の処分を委託した処分業者の許可番号、氏名又は名称、処分先(運搬先)の住所を記入してください。(この住所は処分業者の本社等の住所ではなく、事業場の住所を記入します。)

二次処分業者や最終処分業者の記入は要しません。(直接最終処分業者と契約し、運搬している場合を除く。)

## 再委託

受託者が再委託を行った場合は、受託者欄に再受託者を記入してください。ただし、受託者から再受託者に廃棄物の引き渡しが行われた場合は、両者を記入してください。

## 報告の方法

様式に記入の上、郵送(直接窓口にお持ちいただいても構いません。)で、毎年6月30日までに下記に提出してください。郵送の場合は、お手数ですが、封筒の宛先に「マニフェスト交付等状況報告担当行き」と記入してください。

## 報告書提出先

事業所の所在地	提出先住所
相模原市	〒252-5277 相模原市中央区中央2-11-15 相模原市環境経済局資源循環部廃棄物指導課 マニフェスト交付等状況報告担当行き ○TEL (042)769-8358
神奈川県	鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町 〒238-0006 横須賀市日の出町 2-9-19(県横須賀合同庁舎) 横須賀三浦地域県政総合センター環境部 マニフェスト交付等状況報告担当行き ○TEL 046-823-0210(代表)
	厚木市、大和市、海老名市、座間市、綾瀬市、愛川町、清川村 〒243-0004 厚木市水引 2-3-1(県厚木合同庁舎)県央地域県政総合センター環境部 マニフェスト交付等状況報告担当行き ○TEL 046-224-1111(代表)
	平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市、秦野市、伊勢原市、寒川町、大磯町、二宮町 〒254-0073 平塚市西八幡 1-3-1(県平塚合同庁舎)湘南地域県政総合センター環境部 マニフェスト交付等状況報告担当行き ○TEL 0463-22-2711(代表)
	南足柄市、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町 〒258-0021 足柄上郡開成町吉田島 2489-2(県足柄上合同庁舎)足柄上地域県政総合センター環境部 マニフェスト交付等状況報告担当行き ○TEL 0465-83-5111(代表)
	小田原市、箱根町、真鶴町、湯河原町 〒250-0042 小田原市荻窪 350-1(県小田原合同庁舎) 西湘地域県政総合センター環境部 マニフェスト交付等状況報告担当行き ○TEL 0465-32-8000(代表)
横浜市	〒231-0013 横浜市中区住吉町 1-13(松村ビル 8 階)横浜市資源循環局適正処理部産業廃棄物対策課 マニフェスト交付等状況報告担当行き ○TEL (045)671-2513
川崎市	〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1(第3庁舎)川崎市環境局生活環境部廃棄物指導課 マニフェスト交付等状況報告担当行き ○TEL (044)200-2581
横須賀市	〒238-8550 横須賀市小川町 11 横須賀市資源循環部資源循環推進課 マニフェスト交付等状況報告担当行き ○TEL (046)822-8418

お問合せは、相模原市 環境経済局資源循環部 廃棄物指導課まで 電話 042-769-8358